

判例研究

## 上海梅蒸商標の侵害及び 不当競争に関する紛争事件（原審）

西村 峯 裕  
周 喆

### 事実の概要

原告である Bonneterie Cevenole S. A. R. L. 会社（以下 X を略称する）は 1925年 2月 11日にフランスで設立され、主に被服のデザイン製図、製造及び販売業を営んでいる。1986年 6月に、中国の国家商標局で四つの商標を登録し、それらは国際分類中の第 25 類の被服、靴、帽子などに属し、現在も有効である。登録証番号 795657 の商標は「花図案」で、花卉、葉、茎からなっている。登録証番号 577537 の商標は、繁体字の「夢特嬌」である。登録証番号 253489 と 1126662 の商標は共に「MONTAGUT と花図案」であり、前者の花図案は「MONTAGUT」の G 文字の上であり、後者の花図案は「MONTAGUT」の O 文字の中に入っている。

被告である 夢特嬌・梅蒸（香港）服飾有限公司（以下 Y1 と略称する）は 2001年 9月 14日に香港で設立された有限会社であり、その英文の名称は“MONTEQUE·MAYJANE (HONG KONG) FASHION LIMITED”であり、被告である 甘伝猛（以下 Y3 と略称する）と 甘伝飛（以下 Y4 と略称する）はその取締役である。「梅蒸」という商標はもともと浙江省義烏市大陳鎮珊瑚被服工廠（以下 訴外 A と略称する）が 1999年 3月 8日に登録し、取得したもので、登録証番号は 1220606 であり、確定された使用範囲は第 25 類の被服である。2002年 2月 28日 国家商標局の許可を経て、Y1 は 訴外 A から「梅蒸」の商標を譲り受けた。当該商標は「梅蒸」の中国語文字、ローマ字表示「Meizheng」及び花卉の図案からなり、花卉図案及び「梅蒸」という中国語文字はそれぞれ、「Meizheng」のローマ字の「Mei」

と「Zheng」の上にある。原告Xの「花図案」の商標と比べると、被告Y1の「梅蒸」商標中の花卉図案と原告Xの「花図案」商標中の花卉は同じであり、花卉の下の葉と茎がないだけである。

被告上海梅蒸服飾有限公司（以下Y6と略称する）は2001年11月15日に上海で設立され、被告Y3はその法定代表者でもある。同年12月1日にY1は被告であるY6にその「梅蒸」商標の独占使用権を与え、且つ中国大陆で合資、合作、フランチャイズ方式で当該商標を有償で他人に使用させる権利を与え、その有効期間は2001年12月1日から2006年11月30日までとした。

常熟市豪特霸服飾公司（以下Y2と略称する）は2002年1月28日に設立され、法定代表者は被告の徐国良（以下Y5と略称する）である。2002年12月にY6から「梅蒸」被服の生産、販売権を与えられ、Y2はその生産した「梅蒸」被服の一部をY6に提供し、一部は自ら販売することとした。

Y6とY2はジャケット、Tシャツ等を販売しているが、その被服、包装袋、商札に以下のように商標及び企業名を使用している。ジャケット、Tシャツの襟に「梅蒸」の商標があり、商標の下方には「夢特嬌・梅蒸」の文字がある。上着の左胸に「梅蒸」のローマ字表示及び花卉図案があり、「梅蒸」の商標と比べると、「梅蒸」の文字が欠けており、且つ花卉の図案を拡大している。ジャケット、ウインドブレーカーの裏あて布に「夢特嬌・梅蒸」の文字がある。包装袋及び商札の地の色は白であり、その真中に「梅蒸」の文字があり、「梅蒸」の文字及びローマ字表示は黒体、花卉の図案は赤色、文字の下は緑色の横線、その上に「HONG KONG」というローマ字表示があり、包装袋及び商札の一番下はY1の中文と英文の企業名が記されている。Xの包装袋の地の色も白色、真中は「MONTAGUTと花図案」の商標である。花図案は「MONTAGUT」の上方にあり、花図案の花弁は赤色、葉、茎は緑色、商標の下方は緑色の横線の上に「PARIS」の文字がある。

Y6は上海市四川北路2029号に専門店があり、当該専門店外の看板にY1

の中文企業名を表示し、企業名称中の「夢特嬌」は繁体字があり、且つ企業名称中に「梅蒸」のローマ字表示と花卉図案がある。店内のカウンター上の木製の看板にも上記の商標とY1の中文企業名が記されている。商品棚にも間隔を空けて、繁体字の「夢特嬌」と「梅蒸」のローマ字表示と花卉図案の商標を表示している。商品の値札には商標を「夢特嬌」と表示している。Y6は特約代理店授權証の木製看板と外国人をその代弁者とするコマーシャルとしての小型広告板を店外に表示し、その上にY1の中文企業名を表示している。その外、2002年7月初め、Y6は安徽省合肥市でも専門店を開き、店外にY1の中文企業名を掲示している。

2002年9月と10月に、上海と常熟の工商行政管理部門はXの通告によって、Y6とY2の商標権の侵害行為を取り締まった。

XはY1の登録商標権の侵害行為に対し、香港特別行政区高等法院に民事訴訟を提起した。

## 法院の判断

### (1) 類似商標使用の認定

① Y2、Y6の商標はXの商標と比べ、接尾語「梅蒸」を加えただけであり、両者に関連性があると誤認させやすい。

② Y2とY6は自らの商標においてXの商標の図案と共通する部分は明るい色とし、異なる部分は地の色と似た暗い色としている。

③ いずれも商品国際分類の第25類の被服に使用されており、同一の商標であると誤認させやすいということを理由に、『中華人民共和國商標法』、『最高人民法院の商標に関する民事紛争事件の法律適用に関する若干問題解釈』の規定に基づき、「Y2、Y6はXの商標権を侵害した」と判断する。

### (2) 商標専用権侵害の認定

Y6は商品棚及び値札などに直接「夢特嬌」を商品名として利用しており、消費者にY6が販売している商品はXの「夢特嬌」ブランド商品であ

ると誤認させるに充分である。『中華人民共和國商標法施行細則』及び『中華人民共和國商標法施行條例』の「同種又は類似の商品上に、他人と同一の登録商標又は類似の標識を商品名として、消費者を誤認させた場合は、登録商標専用権の侵害行為に当たる」という規定に基づき、Y6の上記行為はXの「夢特嬌」登録商標専用権を侵害し、又、Y6がその専門店の店頭及び店内で使用している「梅蒸」の商標と花卉図案はXの「花図案」の商標と類似しているため、Xの花図案の登録商標を侵害したと判断する。

### （3）登録証番号253489と1126662の商標権侵害の否定

『中華人民共和國商標法』と『最高人民法院の商標に関する民事紛争事件の法律適用に関する若干問題解釈』の趣旨に基づき、原審法院は商標の構成要素から見て、Xの「MONTAGUT」商標の英文字はすべて大文字であり、Y1の「Meizheng」は頭文字のみ大文字であり、他はすべて小文字である。この2つの表示は発音にしても、意味にしても類似するところはない。商標の全体の構成から見て、Xの商標は「MONTAGUT」と「花図案」の2つの部分から構成され、Y1の商標は「梅蒸」のローマ字表示、漢字及び花卉図形の3つの部分から構成されている。類似するところは少ない。且つ「梅蒸」の漢字があり、一般的な消費者または経営者は簡単には混乱しない。Y1の商標中に使っている花卉図案はXの商標中に使っている花図案と類似しているところがあるが、局所の類似は必ず全体の類似にいたるとは限らないため、商標権の侵害ではないと判断する。

### （4）不正競争の認定

本件Y1はY6にその登録商標を使用させ、Y6は商品上に「梅蒸」の商標を使うほか、その専門店の店頭、広告板、被服、包装袋などに直接Y1の企業名称を使わせているが、当該企業名称にはXの商標である「夢特嬌」という文字が含まれている。そして、Y6はその専門店の商品棚、値札などにXの商標である「夢特嬌」の文字を使っている。これらの行為

は、消費者または経営者たちに、Y1、Y6とXの関係について誤認させるに充分である。Y6の行為は信義誠実の原則に反し、正常な市場競争秩序を乱し、消費者を混乱させ、Xに対する不正な競争となっている。同様に、Y2の被服、包装袋にY1の中英文企業名称を使っていることも、Xに対し不正な競争となっている。

#### (5) 不正競争の認定二

Xの「夢特嬌」ブランドの被服は中国市場で一定の知名度があり、大衆によく知られた著名商品である。Xの包装とY2、Y6の包装袋を比較すると、商標と使っている文字は異なっているが、全体的なデザインの特徴は一致しており、消費者は購入するときに、混乱しやすく、Y2、Y6の商品をXの商品と誤認しやすい。それ故『中華人民共和国不正競争防止法』の規定に基づき、Y2とY6の包装の装幀はXの著名商品の特有の包装の装幀を侵害し、不正競争であると判断する。

#### (6) 法定代表者の不法行為責任及び損害額の算定

本件の事実から見て、Y1は香港では企業名称の登録が容易なので、Xの「夢特嬌」という商標を含む企業名称を登録し、商標の授権などの適法な方法でY6を通じて、中国大陸で一連の商標権侵害及び不正競争行為を行った。したがって、Y1とY6は計画的且つ意図的にXの商標権侵害と不正競争行為を行っている。Y2は被服の製造販売を業としており、Y6から依頼された被服の加工、生産、販売を行っているが、Xの商標専用権を侵害する不法行為であることを知りながらこれを行った。それ故、Y1、Y2、Y6の行為は、共同不法行為に当たり、連帯して民事責任を負う。『中華人民共和国商標法』と『最高人民法院の商標に関する民事紛争事件の法律適用に関する若干問題解釈』中の「企業法人の法定代表者が法人の名義で経営活動を行い、他人に経済的損害を与えたときは、企業法人はその民事責任を負う」との規定に基づき、Y3、Y4、Y5はそれぞれY1、Y6、Y2の法定代表者としてその行った行為は法人を代表し、その不

法行為の効果も法人がこれを負うものとする。それ故、XのY3、Y4、Y5に対する不法行為を理由とする損害賠償請求は、これを認めない。

損害賠償額については、XはYらが販売した被服の利益の額を提示しなかったため、法院はXの損害額を確定できない。又、Xは法院にYらの生産、販売した被服の具体的な数量と利益を提示しなかったため、法院はYらの不法行為の性質、期間及び上海、常熟工商管理所の処罰決定書の認定した数量、及びXがYらの不法行為を阻止するために支出した相当な費用などの具体的な状況を斟酌し、且つ『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国不正競争防止法』の関係規定に基づき、賠償額を認定する。

以上の理由で、『中華人民共和国商標法』第52条第1, 2, 5項、第56条第1, 2項、『最高人民法院の商標に関する民事紛争事件の法律適用に関する若干問題解釈』第9条第2項、『中華人民共和国不正競争防止法』第2条、第5条第1, 2項、第20条、及び『中華人民共和国民法通則』第36条及び『最高人民法院の「中華人民共和国民法通則」の貫徹執行に関する若干問題の解釈』第58条の規定に基づき、以下の通り判決する。

- 1、Y1、Y2、Y6はXの「夢特嬌」と「花図案」商標専用権の侵害行為を停止すること。
- 2、Y1、Y2、Y6はXに対する不正競争行為を停止すること。
- 3、Y1、Y2、Y6は共同でXの経済的損害50万元を賠償し、且つ連帯責任を負うこと。
- 4、Xのその余の請求を棄却する。[(2004) 沪高民三(知) 終字第24号]

## 解説

### 1 侵害の差止め

商標法の第52条は商標権侵害の要件を定めている。

- (1) 商標登録局の許可を得ることなく、同種商品又は類似商品にその登録商標は類似の商標を使用すること。
- (2) 登録商標専用権を侵害する商品を販売すること。

(5) 他人の登録商標専用権にその他の損害をもたらす行為  
本件事案はこれらに該当していると考えられる。

同53条はその効果として、人民法院への訴えの提起、又は工商行政管理機関に対する処分を請求を定めており、工商行政管理機関の処分を経ることなく、人民法院へ提訴することも可能である。工商行政管理機関が処理する場合は、侵害行為の停止、商標の偽造に用いられた道具などの没収、廃棄を行うことができ、且つ侵害者を罰款に処することができるものとしている。従って、人民法院も侵害行為の差し止めを命ずることができ、道具などを没収することができるか疑問である。

他方、商標権の侵害は、不法行為を構成する。民法通則第118条は商標専用権をはじめ、知的財産権の侵害に対して損害賠償義務を定めている。又、同法第134条は不法行為の効果として、損害賠償だけでなく、侵害行為の差し止めも認めている。従って、人民法院は民法通則を適用して、侵害行為の差し止めを命ずることが可能である。

## 2 法人の代表者の不法行為責任

この事案の上訴審判決は、法人の代表者の不法行為について、原審と同様法人の損害賠償責任を認めているが、代表者個人の不法行為責任を否定している。代表者の不法行為について企業法人が責任を負うということは代表者個人が不法行為責任を免れることを意味することと解されてはならない。

(本件の上訴審判決は、国際商事法務2007年8月号に掲載している。)